

# 中国国家薬品監督管理総局（NMPA）申請

## ご紹介～申請手続きまで ＜化粧品＞



株式会社WWIPコンサルティングジャパン  
東京都港区西新橋1-17-11

# NMPA申請対象の商品

NMPA(Natioal Medical Products Administration)とは、国家薬品监督管理局(中国薬事当局、日本ではPMDAに該当)です。

2018年11月より、中国各政府部門の組織変更に従い、CFDAより改名しました。申請対象は下記の通り。(食品は、現在の管轄未定)

## 非特殊化粧品

<備案申請方式>

申請～認証：約6～8ヶ月  
(うち検査機関の検査：2～3ヶ月)

<新原料申請>

申請～認証：1年以上

## 特殊化粧品

特殊効能を謳う商品が対象

日焼け止め類、シミ・美白化粧品、消臭類、除毛類、染毛・ヘアカラー類、パーマ液、シェイプアップ、バスト類、育毛・養毛剤

<普通申請方式>

申請～認証：約9～12ヶ月  
(うち検査機関の検査：3～4ヶ月)

<新原料申請>

申請～認証：1年以上

医薬品

医薬品  
包装

医薬品  
添加物

医療機器

栄養補助食品

<備案申請方式>  
申請～認証：約3年

II 機能性保健食品

<普通申請方式>  
申請～認証：約3年

※食品は旧制度ではCFDA管轄、新制度ではNMPAから外されています。

【費用】 検査機関に確認の上、個別に概算見積りをご提示致します。予算含め、お気軽にご相談ください。

【期間】 申請～認証までの期間を記載しております。申請前に書類の準備期間が必要です。

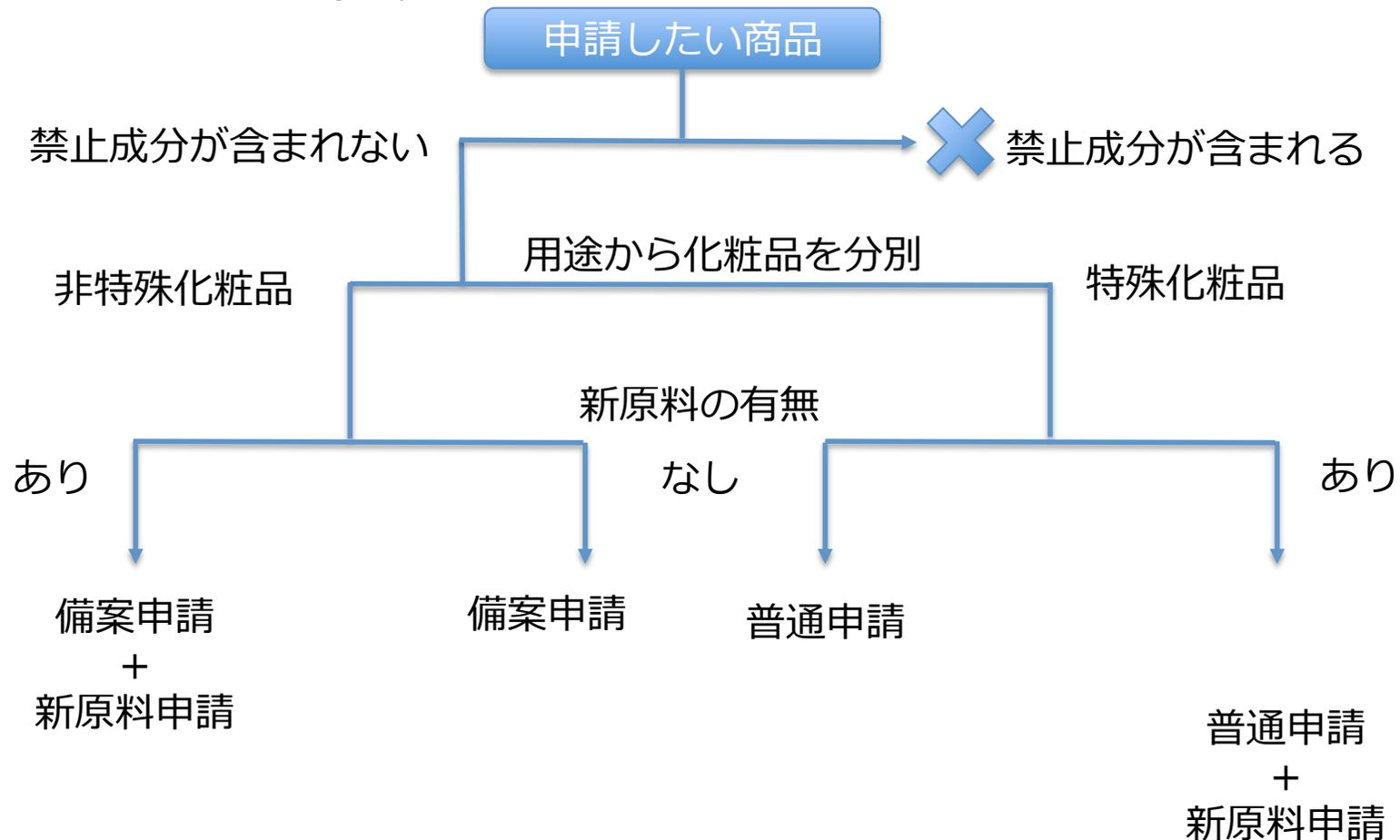
# NMPA (旧CFDA) 申請可否の判断

中国化粧品業界で使用実績のない成分は使用が認められません。もしそのような成分が含まれる場合、成分を抜くか代替成分に変更するか、「新原料申請」で成分の認可を取得することが別途必要となります。

(本資料にて提示した予算と所要時間には含まれません。)

また、使用実績如何に関わらず、中国政府が禁止成分として掲げる成分については新原料申請もできません。

©2019 WWIP Consulting Japan Co.,Ltd



# 申請の流れ

特殊化粧品は北京総局へ申請、非特殊化粧品は各地方局にて備案申請します。（北京でも備案は可能）  
技術審査は特殊化粧品に必要であり、非特殊化粧品の場合は技術審査不要とされています。



# 費用・所要時間の目安

		概算料金表 (日本円)						所要期間 (目安)				
種別	商品例 (*カテゴリーは成分とパッケージを確認して判断します)	①基礎検査	②追加検査	③授權書翻訳公証	④基本代行手数料	⑤中国責任会社 請負費用	⑥管理手数料15%	費用目安* (合計)	アカウント審査	検査期間	審査期間	
		非特殊化粧品	ヘアケア化粧品	15万		2万	30万	5万円		約60万円	14営業日	60日
	一般スキンケア化粧品	12万		2万	30万	5万円		14営業日	60日		60~90日	
	目元スキンケア化粧品	15万		2万	30万	5万円		14営業日	60日		60~90日	
	一般メイクアップ化粧品	12万		2万	30万	5万円		14営業日	60日		60~90日	
	目元メイクアップ化粧品	15万		2万	30万	5万円		14営業日	60日		60~90日	
	リップ・口紅化粧品	12万		2万	30万	5万円		14営業日	60日		60~90日	
	爪関連化粧品 (足爪を含む)	10万		2万	30万	5万円		14営業日	60日		60~90日	
	芳香剤・香水	12万		2万	30万	5万円		14営業日	60日		60~90日	
特殊化粧品	日焼け止め・紫外線防止化粧品	21~28万	成分 子 エ ツ ク 後 提 示	4万	51万	5万円		合計費用の 15%	約95万円~100万円	7営業日	80日	60~120日
	美白・シミ対策化粧品	21~28万		4万	51万	5万円			約95万円~100万円	7営業日	110日	60~120日
	デオドラント・消臭化粧品 (脇限定)	15~20万		4万	51万	5万円			約85万円~100万円	7営業日	110日	60~120日
	脱毛化粧品	10~20万		4万	51万	5万円			約80万円 ~ 95万円	7営業日	110日	60~120日
	染毛剤・ヘアカラー関連	13~28万		4万	51万	5万円			約85万円~100万円	7営業日	80日	60~120日
	パーマ処理液	17~20万		4万	58万	5万円			約100万円	7営業日	80日	60~120日
	シェイプアップ	30~60万		4万	58万	5万円			約110万円~145万円	7営業日	160日	60~120日
	バスト関連効果のある化粧品	30~60万		4万	58万	5万円			約110万円~145万円	7営業日	160日	60~120日
	育毛効果のある化粧品	40~70万		4万	58万	5万円			約125万円~160万円	7営業日	160日	60~120日

- 料金と所要時間は目安としてお考えください。
- 費用については、追加検査、パッチテスト、SPF/PAテスト等により変動する可能性があります。
- サンプル発送費用等、上記以外で生じた費用をWWIPが立て替えた場合、別途実費にて請求致します。
- 申請期間は公的機関の所要時間を示したものです。資料収集、作成等で通常+ 4-5ヶ月の期間がかかります。
- 中国の検査では、動物実験が行われる場合がございます。
- お支払いは、分割 (着手前・試験完了後・申請完了後の3回) にてご請求させていただきます。 ©2019WWIP Consulting Japan Co.,Ltd

# 申請代行業務に関する留意事項

## 国家薬品监督管理局(NMPA)申請代行業務に関する留意事項 確認書

### 1) 成分の使用可否

成分の使用可否は、事前の無料簡易チェックでほぼ判断できますが、稀に中国政府が公表していない規定により、簡易チェック時には判断し得ない「中国では使用できない成分」が発見されることもあります。

使用不可成分が発見された場合には成分を抜く、もしくは代替成分へ変更する対応をお願いする場合がございます。

例：使用可能成分として掲載されていても審査官の判断により動物実験の検査結果を提出しなければ、使用を認めないといった要求がなされ、実質的に使用できなくなる等のケースがあります。

### 2) 補足資料

安全リスク成分に関する補足資料の提出をお願いする場合がございます。

例：動物由来の成分について、ウマ由来である証明。

キャリーオーバーの防腐剤であり、健康被害が生じないという証明など。

### 3) 申請内容

中国で使用が禁止されている成分、配合量が制限されている成分について、弊社では使用不可であることをお知らせしますが、そのような成分を細かく分解し成分表から使用禁止成分であることを隠す、成分表から記載を外して他の成分に上乘せして帳尻合わせする等、成分表の不実記載により問題が生じた場合、弊社では一切の責任を負いません。

### 4) 審査不通過

受注段階で発見された問題を解消すれば、その後の審査で補足資料の提出等に対応することで、審査通過できるケースが大半ですが、万が一、審査通過できなかった場合には、下記のように対応致します。

- ① 弊社の過失による審査却下：全額ご返金します。
  - ② お客様の過失による却下：返金は致しません。 ※ 提出資料の不実記載等。
  - ③ 両社に過失なく却下：弊社は基本的に通過まで、再申請します。
- ※ 但し、中国政府の制度変更による不通過などは返金できません。

### 5) スケジュール

着手～通関可能まで、順調に進んだ場合に大体下記ほどのお時間を要します。

□ 特殊化粧品の場合：9～12ヶ月 □ 非特殊化粧品の場合：6～8ヶ月

ただし、検査機関へのサンプル発送時間、春節などの中国の祝日、食薬庁のシステム問題などによる遅延も生じる恐れがございますので、ご了承ください。

### 6) 備案審査中の販売について

非特殊化粧品は備案申請方式です。備案申請を行うと、方式審査（書類チェック）が行われ、約7～10日で備案番号が発行されます。

備案番号発行後は通関可能となりますが、同時に審査が開始され、完全な認可取得までは3～4ヶ月かかります。

審査で中文ラベルやパッケージに修正指示が出る場合もあるため、備案番号発行～認可取得までの期間においては、その期間で販売する数量を目安に製造、通関されることをお勧めします。

### 7) 制度変更

制度の変更等により、進捗や対応に変更が生じた場合は速やかに対応についてご相談します。

### 8) 境内責任人、在華責任会社

申請にあたっては、中国において中国で登記された法人が必要となります。

特殊化粧品の場合は「在華責任会社」、非特殊化粧品の場合は「境内責任人」と呼びますが、「境内責任人」は中国における商品の品質トラブルを含む全ての責任を負うと定められています。（2019.2月現在の規定による）WWIPの提携会社が代わりに責任会社となるサービスもごございますが、申請内容のリスクが高い場合には請負をお断りすることがございます。

以上

株式会社ワールドワイドアイピーコンサルティングジャパン  
東京都港区西新橋 1-17-11-2F



NMPA 申請を行うにあたり、上記事項について了承致します。

平成 31 年 月 日

印

5

# NMPA申請 必要資料 (化粧品申請の場合)

## 申請者・製造会社準備物

1. 複合成分表
2. パッケージデータ
3. 商品説明資料
4. 商品名 (中文)
5. 自由販売証明
6. 品質安全規制要求、技術要求 \*
7. 委託証明 (委託生産の場合のみ)
8. 委託製造先の品質安全管理証明  
(委託生産の場合のみ。ISO・GMP他)
9. 生産プロセス
10. 化粧品原料と原料提供元が狂牛病発生地域である場合の  
リスク資料 \*
11. 商品サンプル

## 中国責任会社準備物

1. 中国公証機関で公証した授權書
2. 営業許可証コピー

\* 必要に応じて案件ごとにお知らせし、ご準備いただきます。  
その他申請資料は中国申請代行会社とWWIPがご準備致します。

新原料申請の場合は下記のような資料が必要となります。(申請する場合は別途相談)

- ・新原料行政許可申請表
- ・新原料研究開発報告
- ・新原料の生産プロセス
- ・新原料の安全規制要求
- ・毒性及び安全性評価資料 (日本での毒性及び安全性試験データ)

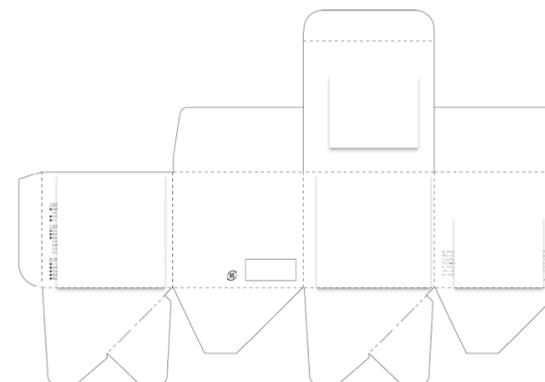
# 1. 複合成分表

複合成分の成分名、配合量、配合目的を記した詳細な成分表が必要です。

製品名	記入例					
	① 配合成分を、水や防腐剤などの複数の原料で構成する場合、細かく分けて記入します。 carryover成分も記入し、「配合目的」に「carryover」とご記入ください。↓		② ①の成分の、製品に対する配合量です。 全部合わせると100%になります。↓	③ ②の成分を100%としたときの、各原料の配合量です。↓	④ 製品に対する原料の配合量です。↓	⑤ 成分を製品に配合している目的です。↓
成分含有量(%)	INCI	成分名	成分含有量(%)	原料配合百分比	配合量(%)	配合目的
1	WATER	水	79.978	100%	79.977	基剤 Base
2	GLYCERIN	グリセリン	2	100%	2	保湿剤 Skin-Conditioning Agent
3	CETYL PALMITATE	パルミチン酸セチル	2.5	40%	1	乳化剤 Surfactants Emulsifying Agent
4	SORBITAN OLIVATE	パルミチン酸ソルビタン		30%	0.75	
5	SORBITAN OLIVATE	オリーブ油脂肪酸ソルビタン		30%	0.75	
6	ARTEMISIA CAPILLARIS FLOWER EXTRACT	カワラヨモギ花エキス	1	0.03%	0.0003	保湿剤 Skin-Conditioning Agent
7	EUGENIA CARYOPHYLLUS (CLOVE) FLOWER EXTRACT	チヨウジエキス		0.07%	0.0007	
8	GLYCERYL CAPRYLATE	カプリル酸グリセリル		35%	0.35	
9	BUTYLENE GLYCOL	BG		44.9%	0.449	
10	WATER	水		20%	0.2	

# 2. パッケージデータ

商品の容器・化粧箱などのパッケージデータもしくは写真をお送りください。  
内容をチェックし、中国で使用できない文言がある場合は変更・削除をご提案します。



### 3. 商品説明資料

商品の使用方法、使用上の注意などの基本的な説明をご教示いただきます。  
こちらで翻訳し、中文のラベル作成に使用します。

### 4. 商品名（中文）

商品命名は、NMPA申請だけでなく、今後の様々な申請・登録や、中国で販売を行う際に正式名称として使用することとなります。

日本語名に近い音から当て字で命名するケースもありますが、多く場合、消費者に製品の効能や質の良さが伝わり、かつ印象に残せるような意味を込めた命名を行う必要があります。

そのため、原則として貴社と在華責任会社で命名することをお勧めしております。

もし、命名が自社と在華責任会社だけで困難である場合はご相談ください。

命名にはルールがあります。

1) 下記のように3つから構成すること

「ブランド名」＋「オリジナルの形容表現（保湿、爽やか、さっぱりなど。2つ以上も可）」＋  
「一般名（化粧水、ボディソープなど）」

2) 使用可能な文言を使用すること

広告表現上の事情で中国で使用できない文言など、商品名に使用できない文言があります。

まずは候補名をいただき、弊社側で使用可否をチェック致します。

## 5.自由販売証明

日本において化粧品として生産・流通していることを示す証明書です。  
製造販売元が化粧品工業連合会へ申請して発給していただきます。

  
証 明 書

日本化粧品工業連合会は、株式会社 [REDACTED] によって製造販売された下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造され、かつ、日本国内において販売することを認められているものであることを証明します。

製品名： [REDACTED]

上記製品は、平成20年6月25日付厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課事務連絡文書「化粧品の製造管理及び品質管理に係る自主基準について」により、ISOの化粧品GMPである「ISO22716」に基づき製造されております。

平成30年4月16日

日本化粧品工業連合会  
専務理事 山本 順二 

  
証 明 書

日本化粧品工業連合会は、下記化粧品が日本国内において既に販売されていることを証明します。

会社名：株式会社 [REDACTED]

住 所： [REDACTED]

製品名： [REDACTED]

平成30年4月16日

日本化粧品工業連合会  
専務理事 山本 順二 

## 6.品質安全規制要求、技術要求（必要に応じて提出）

必ず必要となる資料ではありませんが、商品によっては下記のような内容の資料準備をお願いする場合があります。

ご提示いただく企業基準の資料に基づき、弊社で整理し、〈製品品質安全規制要求〉と〈製品技術要求〉書類を作成致します。

### 〈製品品質安全規制要求〉

- (1) 色・匂い・物理性質など感覚器官に基づく製品情報
- (2) 微生物指標、衛生科学指標（検査機関での検査結果に沿って作成）
- (3) pH値と測定方法（パーマネント・脱毛・シミ取り関連製品、及びアルファヒドロキシ酸（AHA）が3%以上含まれる製品のみ必要）
- (4) 日本での品質安全関連書類で、上記(1)~(3)に該当しない内容
- (5) 保存条件と保存期間
- (6) 〈化粧品衛生規範〉に従う旨の誓約書

### 〈製品技術要求〉

- (1) 製品成分（⇒ 資料③）
- (2) 生産過程（⇒ 資料⑬）
- (3) 色・匂い・物理性質など感覚器官に基づく製品情報
- (4) 微生物指標、衛生科学指標（検査機関での検査結果に沿って作成）
- (5) 使用方法と注意事項（⇒ 資料④）
- (6) 保存条件と保存期間

## 7. 委託証明（委託生産の場合のみ）

OEM委託をしている場合、製造元との委託関係を示す資料原本の準備が必要となります。

Consigned processing agreement

Party A   
Party B

Through amicable consultation, Party A appoints Party B to process the following products:

Anything not covered in this Agreement will be separately solved by both parties through amiable consultation. This agreement shall come into force since the day when the legal representatives or their authorized representatives sign and seal thereto and the period of validity is five years.

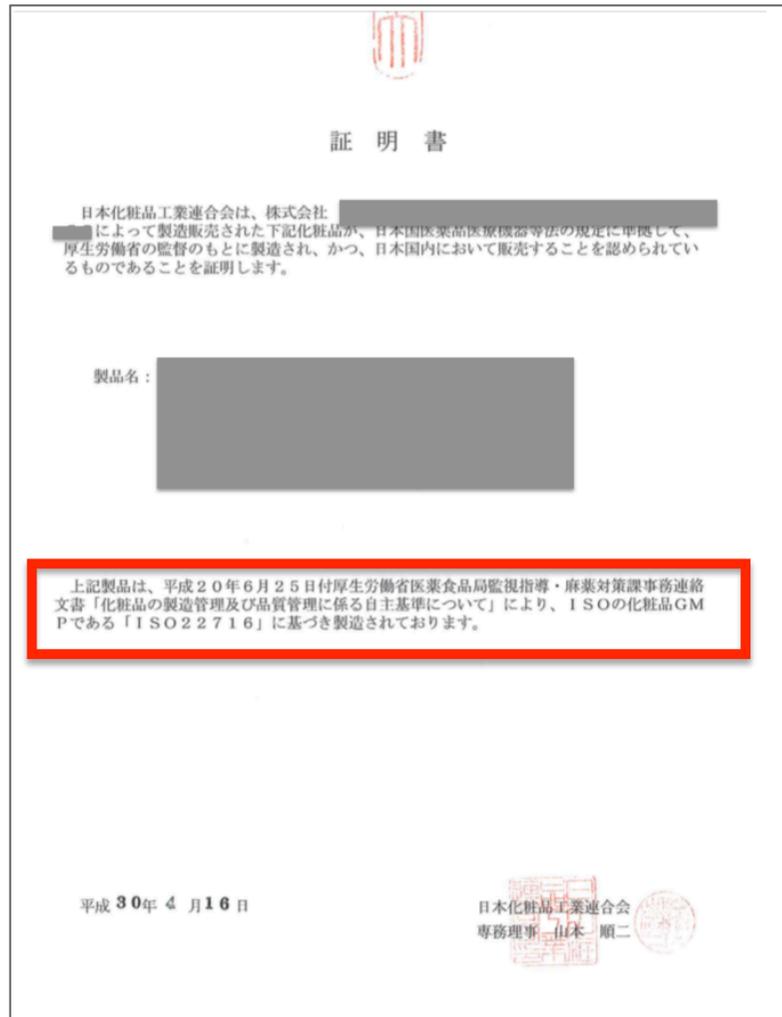
Names of the products under consigned processing

Party A: \_\_\_\_\_ Party B: \_\_\_\_\_  
Authorized representative: \_\_\_\_\_ Authorized representative: \_\_\_\_\_

Date: \_\_\_\_\_

## 8. 委託製造先の品質安全管理証明（委託生産の場合のみ）

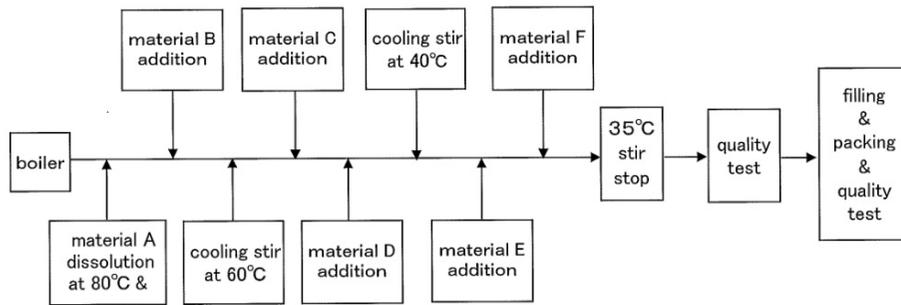
国際規格であるISOやGMPに関する証明が最も認められやすく、ISO資料もしくは、化粧品工業連合会から発給される自由販売証明に「ISOの化粧品GMPであるISO22716に基づき製造している」という旨が記載された書類でも提出可能です。



# 9. 生産プロセス

製造方法に関する下記のようなレシピ図のご準備が必要です。

## MANUFACTURING PROCESS



- 1) Dissolve and stir material A at 80°C in boiler.
- 2) Add material B.
- 3) Cooling stir at 60°C.
- 4) Add material C.
- 5) Add material D.
- 6) Cooling stir at 40°C.
- 7) Add material E.
- 8) Add material F.
- 9) Stir and stop at 35°C.
- 10) Test quality.
- 11) Filling and packing and test quality.

A	1.18.27
B	1.2.3.4.5.6.7.8.9.12.13.16.24.25.26
C	28
D	1.10.11.14.15.17.22.23
E	29
F	1.19.20.21

No.	SET	INCI	中国INCI
1	A/B/D/	Water	水
2	B	Cocamidopropyl Betaine	椰油酰胺丙基甜菜碱
3	B	Sodium Methyl Cocoyl Taurate	甲基椰油酰基牛磺酸钠
4	B	Glycerin	甘油
5	B	Sodium Laureth-4 Carboxylate	月桂醇聚醚-4 羧酸钠
6	B	Lauramidopropyl Betaine	月桂酰胺丙基甜菜碱
7	B	Sodium Lauroyl Sarcosinate	月桂酰肌氨酸钠
8	B	Sodium Cocoyl Glutamate	椰油酰谷氨酸钠

## 10. 化粧品原料と原料提供元が狂牛病発生地域である場合のリスク資料

(必要に応じて提出)

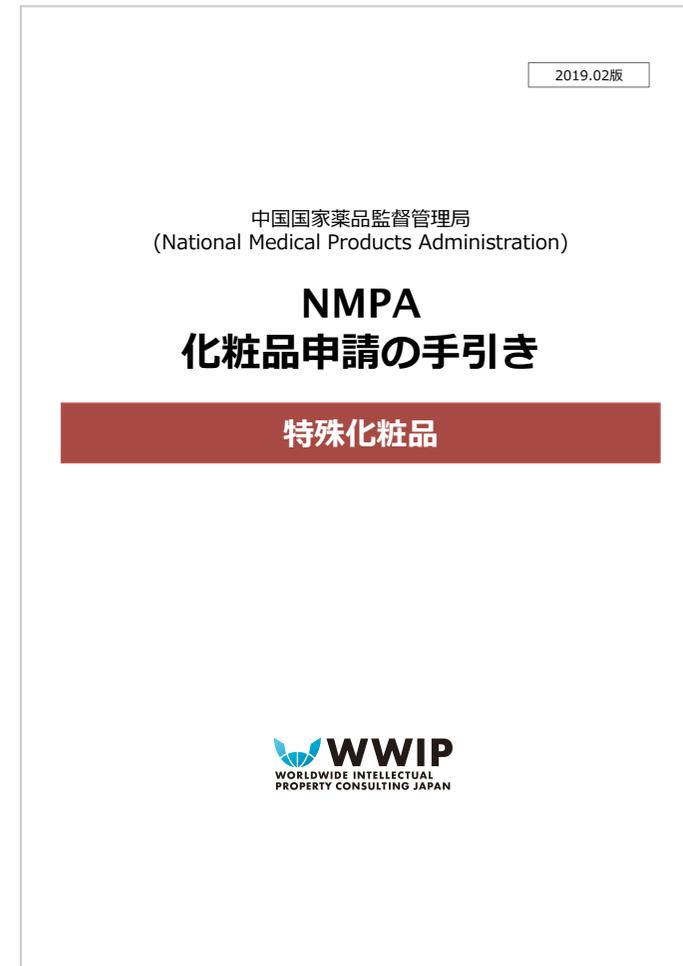
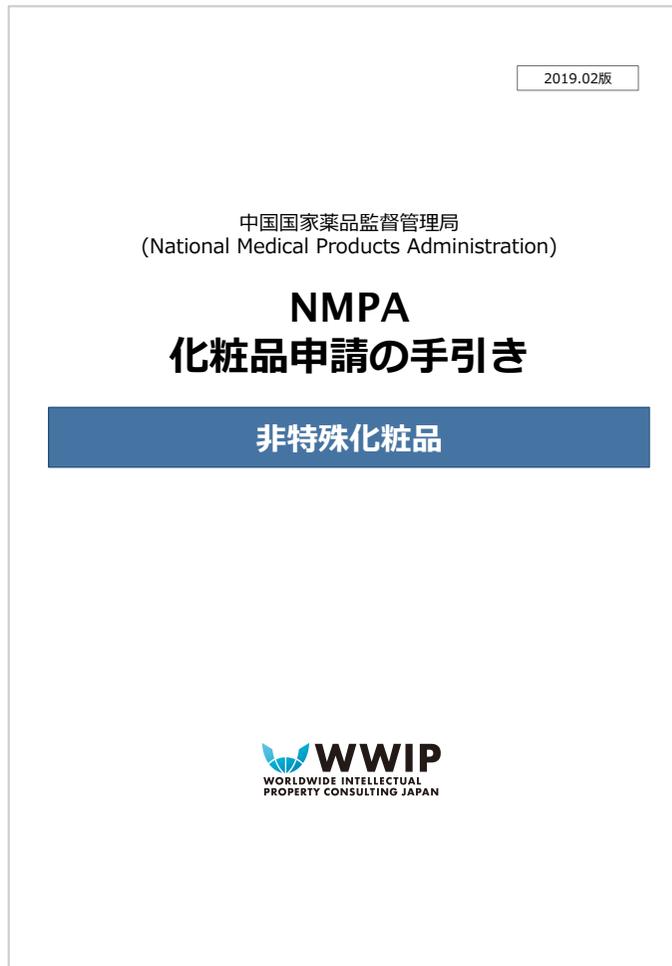
安全上、リスクとなりうる物質がある場合、安全評価資料（化粧品に使用されている原料及びその出所がBSE 区域高リスク物質使用制限/禁止要求に適合していることを示す誓約書）の提出が必要となります。

化粧品中可能带来安全性风险物质原料			
序号	原料名称	风险物质名称	备注
1	PEG 类原料、聚醚类原料、聚山梨醇酯类原料	二噁烷	二噁烷残留量符合《国家食品药品监督管理局关于化妆品中二噁烷限量值的公告》中提出的化妆品中二噁烷限量值暂定为不超过 30mg/kg 规定
2	苯氧乙醇	二噁烷、苯酚	苯酚残留量符合日本厚生省告示第 331 号《化妆品基准附表 3》中苯酚作为防腐剂的限量：0.1g/100g；
3	滑石粉	石棉	
4	三乙醇胺、乙醇胺、氨丁三醇、氨甲基丙醇、氨甲基丙二醇	仲链烷胺、亚硝胺	仲链烷胺（0.5%）、亚硝胺（50ug/kg）
5	聚丙烯酰胺、一些聚季铵盐类、（聚）丙烯酸盐类及其共聚物类	丙烯酰胺单体	驻留类身体用产品丙烯酰胺单体最大 残留量 0.1mg/kg；其它产品丙烯酰胺单体最大 残留量 0.5mg/kg
6	植物油脂	农残	
7	乙醇	甲醇	2000mg/kg

## 11. 商品サンプル

検査機関へ送るためのサンプル商品のご用意が必要となります。  
成分・パッケージ表記に問題がない状態にしてから、ご用意いただきます。  
具体的な数量は商品ごとにお伝えしますが、大体 25～30 個ほど必要となります。  
(容量の少ない商品は、より多くのサンプルが必要となる場合もございます。)

ご注文頂いた際には、より詳細な「申請の手引き」をお渡しします



# アジア各国でのサービス

						
		中国	香港	マカオ	台湾	韓国
		CN	HK	MO	TW	KR
商標申請関係	商標申請	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
	商標更新・変更申請		CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
	拒絶通知に対する					
	補正・意見書提出	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
悪意商標対策	悪意商標常時監視	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
	無効申告	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
商標買取	3年不使用申立て	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
	商標買取交渉	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
	商標譲渡契約	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
化粧品輸入に関する申請	商標譲渡に伴う変更登記	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
		NMPA	CGSO	--	TFDA	KFDA
		登録審査	申請不要		対象に限り	対象に限り

						
		ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	フィリピン
		VN	MY	SG	TH	PH
商標申請関係	商標申請	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
	商標更新・変更申請	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
	拒絶通知に対する					
	補正・意見書提出	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
悪意商標対策	不服審判請求	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
	悪意商標常時監視	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
商標買取	無効申告	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
	3年不使用申立て	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
	商標買取交渉	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
化粧品輸入に関する申請	商標譲渡契約	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
	商標譲渡に伴う変更登記	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
		ACD	ACD/GCCPM	ACD/HSA	ACD	ACD
		開示手続き	申請	申請	申請	申請

WWIP海外商標登録料金 2019

国名	申請方式	料金 (日本円)	類似商標チェック	備考	
中国	通常申請 (出願～登録一括)	出願費用 (指定商品/役務10個まで)	80,000 /区分	無料	審査結果如何に関わらず、ご返金はございません。
		指定商品/役務の追加	2,000 /個	-	-
	成功報酬型の申請 着手金を頂き、初歩審査通過時点で成功報酬をご請求します	出願費用 (指定商品/役務10個まで)	50,000 /区分	5,000円/区分	WWIPが事前に行う基本的な類似商標チェックは無料。
		指定商品/役務の追加	2,000 /個	-	-
	登録成功報酬 *「初歩審査通過」した場合	50,000 /区分	-	初歩審査通過できなかった場合はご請求致しません。	
香港	通常申請 (出願～登録一括)	出願費用 (指定商品/役務10個まで)	110,000 /区分	無料	審査結果如何に関わらず、ご返金はございません。
		指定商品/役務追加	2,000 /個	-	-
マカオ	通常申請 (出願～登録一括)	出願費用 (指定商品/役務10個まで)	110,000 /区分	無料	審査結果如何に関わらず、ご返金はございません。
		指定商品/役務追加	2,000 /個	-	-
台湾	成功報酬型の申請 着手金を頂き、初歩審査通過時点で成功報酬をご請求します	出願費用 (指定商品/役務20個まで)	80,000 /区分	5,000円/区分	WWIPが事前に行う基本的な類似商標チェックは無料。
		指定商品/役務追加	2,000 /個	-	-
		登録成功報酬 *「初歩審査通過」した場合	50,000 /区分	-	初歩審査通過できなかった場合はご請求致しません。
		通常申請 (出願～登録一括)	出願費用 (指定商品/役務20個まで)	70,000 /区分	5,000円/区分
		指定商品/役務追加	2,000 /個	-	-
		登録成功報酬 *「初歩審査通過」した場合	50,000 /区分	-	初歩審査通過できなかった場合はご請求致しません。
韓国	成功報酬型の申請 着手金を頂き、初歩審査通過時点で成功報酬をご請求します	出願費用 (指定商品/役務20個まで)	70,000 /区分	5,000円/区分	WWIPが事前に行う基本的な類似商標チェックは無料。
		指定商品/役務追加	2,000 /個	-	-
		登録成功報酬 *「初歩審査通過」した場合	50,000 /区分	-	初歩審査通過できなかった場合はご請求致しません。
		通常申請 (出願～登録一括)	出願費用 (指定商品/役務10個まで)	100,000 /区分	現地事務所による要相談 (有料となる場合あり)
		指定商品/役務追加	2,000 /個	-	-
		登録成功報酬 *「初歩審査通過」した場合	80,000 /区分	-	初歩審査通過できなかった場合はご請求致しません。
マレーシア	成功報酬型の申請 着手金を頂き、初歩審査通過時点で成功報酬をご請求します	出願費用 (指定商品/役務10個まで)	100,000 /区分	5,000円/区分	WWIPが事前に行う基本的な類似商標チェックは無料。
		指定商品/役務追加	2,000 /個	-	-
		登録成功報酬 *「初歩審査通過」した場合	50,000 /区分	-	初歩審査通過できなかった場合はご請求致しません。
		通常申請 (出願～登録一括)	出願費用 (指定商品/役務10個まで)	100,000 /区分	5,000円/区分
		指定商品/役務追加	2,000 /個	-	-
		登録成功報酬 *「初歩審査通過」した場合	50,000 /区分	-	初歩審査通過できなかった場合はご請求致しません。

2019.04版

上記の料金は、15%の管理手数料を加算させていただきます。

出願・申し立て以外に、各国における拒絶対策・登録情報の変更・譲渡なども承っております。  
上記以外の国への出願も可能です。お気軽にお申し付けください。

➤ 商標関連サービスは、  
上記以外のアジア各国も対応しています。

➤ 化粧品の申請：インドネシアでのサービスを開始しました。(2019.05～)

## 成分チェックは無料で承っています。

---

### まずは、貴社の製品に 中国における禁止成分がないかを確認することをお勧めします。

日本では使用できる成分でも、中国では禁止されている場合があります、申請前の成分チェックは必須です。  
日本では約15,000の成分が使用を許されていますが、  
中国で使用可能とされている成分数は約8,800しかありません。  
禁止成分が含まれている場合は、成分を取り除くか代替成分に変更する必要があります。

弊社では、ご要望に応じてNMPA(旧CFDA)総局の発表する最新版の禁止成分一覧等の規定に則って成分チェックを行っています。  
弊社専門アドバイザーが成分チェックを行いますので、お気軽にお問い合わせください。

**株式会社WWIPコンサルティングジャパン**  
TEL : 03-6206-1723  
Email : [official@wwip.co.jp](mailto:official@wwip.co.jp)

